

公益社団法人鹿児島県診療放射線技師会

環境測定規程

(趣旨)

第1条 この規程は公益社団法人鹿児島県診療放射線技師会の人的派遣・放射線安全管理事業の一環として、医療施設における放射線漏洩線量測定に必要な事項を定めるものとする。

(活動)

第2条 放射線管理士部会の環境測定事業班として、放射線安全管理の啓蒙を兼ねて活動する。

(測定者)

第3条 測定は、原則、放射線管理士部会より派遣する者（放射線管理士）と医療施設の放射線技師会会員と2名以上で実施する。放射線技師会会員のいない施設へは、放射線管理士部会より派遣する2名以上で行う。測定者は、放射線管理士部会環境測定事業班で選出する。

(料金)

第4条 料金は、会員がいる施設が、基本料金2万円＋測定料1方向5千円として、非会員がいない施設は基本料金を4万円とする。ただし、離島に関して交通費は別途請求する。

(広報)

第5条 測定医療施設は、会報やホームページを通して募集する。問い合わせへの対応、申込書等の様式、見積作成等書類作成、測定結果発送等準備を環境測定事業班で行う。

(報告書)

第6条 結果報告書は、所定の報告書を利用して作成し、鹿児島県診療放射線技師会会長名で発行する。

(測定者の研修)

第7条 測定者は定期に開催される放射線管理士部会研修会及び環境測定や放射線安全管理に関する講習会等を受講すること。

(測定者の報酬及び費用)

第8条 測定者の報酬及び費用については、測定施設の申込内容により、旅費を差引いた総額を測定者に支給する。

(測定者の旅費)

第10条 測定者の交通費など旅費については、測定場所により、この法人の役員等の報酬及び費用の支給に関する規程で定める費用を支給する。ただし、離島は除く。

(その他)

第11条 本規程は、令和5年3月21日より以前に契約した事業については、適用されない。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会の承認を得て総会で報告しなければならない。

附 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、令和5年3月21日より施行する。